

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年8月1日  
-199号-

## 消費生活トラブル情報

## 注文した覚えのない健康食品に関するトラブル

## 相談事例



「1カ月前に注文を受けた健康食品が出来上がったので、お届けします」と突然電話があった。金額は約2万5千円だという。「そんなに高額な健康食品は注文していない」と答えたが、「注文しているので受け取ってもらわないと困る」と言われた。その言い方が怖かったので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので仕方なく代金を支払ったが、納得がいかない。

## アドバイス



申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。

電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来る場合があります。すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

参照先：国民生活センターHP

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen282.pdf>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

刈払機で作業中、刈払機が欠けて、その破片(鉄片)が左眼に飛入した。痛み、充血あり。左眼に鉄片を確認し除去を行った。



注意点

「短時間だから」、「慣れた場所だから」、「着込むと暑いから」との理由で防護具を装着しないまま作業を行うと思わぬ事故につながります。必ず保護具を装着してから作業を行いましょう。軍手は刈刃に巻き込まれる危険があるので使わないようにしましょう。

参照先: [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20170720\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20170720_1.pdf) (国民生活センター)

注意喚起 「臨時福祉給付金」の振り込め詐欺に注意!

内容

金融機関の職員や、行政機関の職員を騙り、「臨時福祉給付金の還付金があるが受取期限が迫っている。口座番号を教えてください。」と銀行の口座番号の問い合わせがあった

アドバイス

金融機関や市町の職員が、銀行口座の番号などの個人情報電話で問い合わせることはありません。不審な電話がかかってきたら、お住まいの市町や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(＃9110))に御連絡ください。



お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



## 来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



### ○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

### ○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

### ○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。